

想

「ゴルフ場利用税堅持」

町長 三浦正隆

昨年11月、「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」代表世話人兵庫県三木市長始め複数の首長と一緒に県代表として、自民党の先生方にゴルフ場利用税堅持の要請活動をいたしました。党税調の仕組みとゴルフ場利用税について少しお話しします。



参議院議員舞立昇治議員（鳥取選挙区）と

税制改正は、与党が税制調査会を中心にして翌年度以降にどのような税制を変えるべきかを検討し、骨子をまとめたものが「税制改正大綱」になります。12月8日、「平成29年度与党税制改正大綱」が決定されました。今回の大きな改正点は、所得税の配偶者控除の上限を150万円まで見直したことです。

ところで、「税調」には「政府税調」と「与党税調」（「自民党税調」と「公明党税調」を含む）の2種類があります。政府税調は大きな視点で税制度を議論します。党税調はもっと税務に直結した個々の制度について議論をする機関です。自民党税調の構成は次のような3層構造になっています。

- (1) 総会または小委員会とも言い、議員が誰でも参加できる。
- (2) 役員会は役員のみ。
- (3) 非公式の幹部会、いわゆる「インナー」と言われるもので、役

員のうちさらに幹部のみ。税を専門とする国会議員で構成される税制改正の舵取りをする上で非常に重要な機関。

党税制調査会では16ある部会ごとに各団体からの税制要望を聞き取りまとめます。今回は税制改正の要望が約2千項目そのうち重点は約600項目。その中から特出した重点要望を、各部長が小委員会で発表します。

そして、発表された約600近い重点項目について、国税は財務省、地方税は総務省が、受け入れるかどうかの原案を作成します。

各項目に「○×」がつけられ、それを受けて自民党の国会議員が1項目ずつ議論し、多くの要望が集まる項目については、格付けが変えられます。「×」が「△」となり、後日検討の上再度報告されます。

この小委員会で如何に発言をしていたかが重要になります。原則1議員1回だけの発言で、所

属する部会との関係上、如何にして一人でも多くの先生から「堅持」の発言をしていただけるかが鍵となります。

今回はインナーに廃止論に近い考え方の人が入っていた為、連盟にかなり危機感が有りました。私は1日だけの活動でしたが、朝9時から夕方6時まで既にアポ取りをしている16人の先生方に面会するため私達は参議院議員会館と衆議院第1議員会館・第2議員会館を往ったり来たり、その都度入館証を事務局職員が申請し、面会いたしました。幸い今回ゴルフ場利用税廃止は見送りとりましたが、「長期の検討課題とする」との付記があり今後とも油断は出来ない状況です。

ゴルフ場利用税は全国で約500億。この内7割が市町村へゴルフ場利用税交付金として配分されます。本町では利用客一人当たり500円で、交付額は約1200万円です。

交付金は道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、水質検査などの環境対策、消防・救急サービスなど所在市町村特有の財政需要に対応するとともに、地域振興を図る上でも貴重な財源だということをご理解いただきたいと思っております。寒い日が続きますが、今月もお元気で過ごして下さい。